

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

> 会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ) 代表者名 代表取締役社長 野村 俊明 (コード番号 1719 東証第1部) 問合せ先 CSR推進部長 山口 功人 (T E L. 03 - 6234 - 3606)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成27年6月26日に開催予 定の平成27年3月期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいた します。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会ならびに取締役会をより柔軟に運営できるよう、招集権者および議長を、現行の取 締役会長から変更するため。
- (2) 社内外を問わず広く適任者を選任し、また取締役が期待される役割を十分発揮できる環境と すべく、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するため。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。	(下線は変更部分を示します)
現行定款	変更案
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、	第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除</u>
議長となる。	き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれ
② 取締役会長に事故があるときは、取締役会にお	を招集し、議長となる。
いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が	② 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締
株主総会を招集し、議長となる。	役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締
	役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を	第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除
除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。	き、取締役会においてあらかじめ定められた取締役が
② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取	これを招集し、議長となる。
締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他	②前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締
の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締
	役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第29条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、	② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取
社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損	締役(業務執行取締役または支配人その他使用人であ
害賠償責任を限定する契約を締結することができ	るものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損
る。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、	害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
法令が規定する額とする。	ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規
	定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月26日(金曜日) 定款変更の効力発生予定日 平成27年6月26日(金曜日)